

提訴にあたって

私は原告の広瀬哲也です。私の地位確認・未払い賃金等請求裁判が始まるにあたり、一言意見を述べさせていただきます。

私はJR東海東京第二運輸所に所属する新幹線の運転士です。組合所属はJR東海労働組合です。私は平成15年8月半ばより、一度も運転をさせてもらえず、東京第二運輸所のホーム検査室というところでもっぱら新幹線電車の簡単な修繕業務のみを担当しています。

その契機となったことは、私が社員証をプライベートの時間に一時的に紛失したことです。口答で注意すれば足りることなのに、会社はこのことについて状況報告書・顛末書を書くよう、執拗に私に迫りました。

今職場では、仕事上の些細なことを問題にして口答で注意すれば済むことでも状況報告書、顛末書などの書面の提出を求められます。乗務員は出勤から退社まで萎縮し、ピリピリと神経をすり減らし、ビクビクしながら仕事をしています。

私はこの様な職場の環境はおかしいと思っていました。ですから、社員証の一時紛失について状況報告書などの作成を当初において拒んだのです。私には乗務を下ろされる理由はありません。私を乗務から外したのは明らかに状況報告書などを書かなかった事に対する制裁と見せしめのためだと思えますし、東京第二運輸所所長の職権乱用だと思っています。

乗務から外されたことにより、私の年収は100万円以上も下がりました。さらに今年4月の制度改正により手当が一時金として支払われることになりましたが、その支払いの対象者にもなっていません。この一時金も100万円以上の金額です。私の生活設計は大きく狂いました。

ところで、私と同じように会社がハンドルを握らせない組合員は30名以上います。その多くは数年にわたっています。早期にハンドルを持たせるべきです。

裁判長！裁判を通じて明らかにしますが、異常な職場環境も考慮していただき、私と私の仲間が早期にハンドルを握れるようにお願いします。

2005年4月22日

原告 広瀬 哲也